

(一財) ふくしま建築住宅センター 建築物エネルギー消費性能向上計画の技術的審査手数料

令和7年4月1日

●住宅及び複合建築物

() は税込価格

建物種別	申請種別	戸数区分	審査要件			
			建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
住宅	住戸部分 ※1	1戸(一戸建ての住宅)	36,000円	(39,600円)	40,000円	(44,000円)
		2~5戸	70,000円	(77,000円)	80,000円	(88,000円)
		6~10戸	90,000円	(99,000円)	100,000円	(110,000円)
		11~25戸	130,000円	(143,000円)	140,000円	(154,000円)
		26~50戸	170,000円	(187,000円)	180,000円	(198,000円)
		51~100戸	230,000円	(253,000円)	240,000円	(264,000円)
		101~200戸	300,000円	(330,000円)	320,000円	(352,000円)
	201戸以上	別途、見積りによる。				
	共用部分	非住宅部分の床面積に応じて「非住宅建築物」Ⅱ類により算出した手数料を加算する				
複合建築物	(住戸部分の手数料+非住宅部分の手数料)×0.9 住戸部分の手数料:戸数に応じて住宅部分により算出した額 非住宅部分の手数料:非住宅部分の用途、床面積に応じて非住宅建築物により算出した額					

※1 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、上記料金の8割の額となります。

また、住戸部分の計算方法が仕様基準の場合には、上記料金の5割の額となります。

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

●非住宅建築物

() は税込価格

建物種別	用途区分	床面積 ※3	建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
			モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
非住宅 建築物	Ⅰ類 ホテル 病院 集会所 等	300㎡未満	80,000円 (88,000円)	210,000円 (231,000円)	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)
		300㎡以上 ~500㎡未満	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)	100,000円 (110,000円)	260,000円 (286,000円)
		500㎡以上 ~1,000㎡未満	110,000円 (121,000円)	260,000円 (286,000円)	120,000円 (132,000円)	290,000円 (319,000円)
		1,000㎡以上 ~2,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	300,000円 (330,000円)	150,000円 (165,000円)	330,000円 (363,000円)
		2,000㎡以上 ~5,000㎡未満	210,000円 (231,000円)	430,000円 (473,000円)	240,000円 (264,000円)	480,000円 (528,000円)
		5,000㎡以上 ~10,000㎡未満	280,000円 (308,000円)	530,000円 (583,000円)	310,000円 (341,000円)	590,000円 (649,000円)
		10,000㎡以上 ~25,000㎡未満	340,000円 (374,000円)	620,000円 (682,000円)	380,000円 (418,000円)	700,000円 (770,000円)
		25,000㎡以上 ~50,000㎡未満	400,000円 (440,000円)	710,000円 (781,000円)	440,000円 (484,000円)	790,000円 (869,000円)
		~50,000㎡以上	別途、見積りによる			
		非住宅 建築物	Ⅱ類 事務所 学校 飲食店 等	300㎡未満	60,000円 (66,000円)	130,000円 (143,000円)
300㎡以上 ~500㎡未満	70,000円 (77,000円)			150,000円 (165,000円)	80,000円 (88,000円)	170,000円 (187,000円)
500㎡以上 ~1,000㎡未満	80,000円 (88,000円)			170,000円 (187,000円)	90,000円 (99,000円)	180,000円 (198,000円)
1,000㎡以上 ~2,000㎡未満	100,000円 (110,000円)			210,000円 (231,000円)	120,000円 (132,000円)	230,000円 (253,000円)
2,000㎡以上 ~5,000㎡未満	150,000円 (165,000円)			300,000円 (330,000円)	170,000円 (187,000円)	330,000円 (363,000円)
5,000㎡以上 ~10,000㎡未満	200,000円 (220,000円)			370,000円 (407,000円)	220,000円 (242,000円)	410,000円 (451,000円)
10,000㎡以上 ~25,000㎡未満	240,000円 (264,000円)			440,000円 (484,000円)	270,000円 (297,000円)	490,000円 (539,000円)
25,000㎡以上 ~50,000㎡未満	280,000円 (308,000円)			500,000円 (550,000円)	310,000円 (341,000円)	560,000円 (616,000円)
~50,000㎡以上	別途、見積りによる					

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計をいいます。

非住宅建築物

() は税込価格

建物種別	用途区分	床面積 ※3	建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合		
			モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	
非住宅 建築物	Ⅲ類 工場 倉庫 等	300㎡未満	30,000円 (33,000円)	70,000円 (77,000円)	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)	
		300㎡以上 ～500㎡未満	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)	
		500㎡以上 ～1,000㎡未満	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)	60,000円 (66,000円)	100,000円 (110,000円)	
		1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	60,000円 (66,000円)	110,000円 (121,000円)	70,000円 (77,000円)	120,000円 (132,000円)	
		2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	80,000円 (88,000円)	150,000円 (165,000円)	90,000円 (99,000円)	170,000円 (187,000円)	
		5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	100,000円 (110,000円)	190,000円 (209,000円)	110,000円 (121,000円)	200,000円 (220,000円)	
		10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	120,000円 (132,000円)	220,000円 (242,000円)	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)	
		25,000㎡以上 ～50,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)	160,000円 (176,000円)	280,000円 (308,000円)	
		～50,000㎡以上	別途、見積りによる				

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計をいいます。

●変更申請手数料

直前の技術的審査を、センターで行った場合、「単独申請の場合」から算出される手数料の1/2とします。

なお、手数料区分が変わる変更、過半以上が再審査となる変更は、新規手数料となります。

また、直前の技術的審査をセンター以外の機関等から受けている場合は、新規手数料となります。

●手数料の減額(次の業務を先行してセンターをご利用いただく場合)

審査内容が同一である場合に、「住戸部分」のみ手数料は10,000円(税込価格11,000円)となります。

- ・ 設計住宅性能評価
- ・ 長期使用構造等確認

●当センターが発行した適合証の再交付手数料

1通につき5,000円(税込価格5,500円)となります。

次ページに、用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表を掲載しています。

用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表

●用途区分 Ⅰ類		●用途区分 Ⅱ類	
用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08140	図書館その他これに類するもの	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08150	博物館その他これに類するもの	08070	幼稚園
08152	美術館その他これらに類するもの	08080	小学校、義務教育学校
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08082	
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08090	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
08190	助産所	08100	
08192		08110	大学、高等専門学校
08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。)	08120	専修学校
08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08130	各種学校、幼保連携型認定こども園
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08132	
08260	病院	08180	保育所その他これに類するもの
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場、体育館又はスポーツ練習場	08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)
08380		08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの	08270	巡査派出所
08400	ホテル、旅館	08280	公衆電話所
08180	映画スタジオ、テレビスタンド	08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
08530	劇場、映画館、演芸場、観覧場	08300	地方公共団体の支庁又は支所
08560		08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08550	公会堂、集会場、展示場	08410	自動車教習所
08560		08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08590	ダンスホール	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設	08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)
		08452	食堂、喫茶店
●用途区分 Ⅲ類		08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき国土交通大臣が指定する施設	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
08340	工場(自動車修理工場を除く。)	08470	事務所
08350	自動車修理工場	08570	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08580	
08420	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
08430			田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
08490	自動車車庫、自転車駐車場		自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)
08500			で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)
08510	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫		
08520			
08610	卸売市場		
08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		
08630	農作物の生産、集荷、処置又は貯蔵するもの		
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		

- ※1: 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。
- ※2: 原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。
- ※3: 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。

●用途区分 Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表にない用途の場合はご相談ください。